

有効期間5年度（令和12年3月31日まで）
令和6年4月11日

各部長・参事官 様
各 所 属 長

警 察 本 部 長
（刑事総務課）

迅速・確実な被害の届出の受理等について（通達）

被害の届出の受理については、犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）第61条において、被害の届出をする者があったときは、その届出に係る事件が管轄区域の事件であるかどうかを問わず、これを受理しなければならないと規定されている。

迅速・確実な被害の届出の受理等については、「迅速・確実な被害の届出の受理について」（平成24年8月29日付け警察本部長通達）及び「届出人に対する書面交付の本実施について」（平成25年3月25日付け警察本部長通達）（以下「旧通達」という。）等に基づき行っているところ、引き続き、被害者の要望に応える迅速・確実な被害の届出の受理がなされるよう、次の事項について徹底を図りたい。

なお、旧通達は本通達の発出をもって廃止する。

1 被害の届出の迅速・確実な受理

(1) 即時受理の原則

被害の届出に対しては、被害者等の立場に立って対応し、その内容が明白な虚偽又は著しく合理性を欠くものである場合を除き、即時受理すること。

「明白な虚偽又は著しく合理性を欠くものである場合」とは、届出人から聴取した届出内容から容易に判断し得るものをいい、改めて捜査又は調査を行い検討することを意味するものではない。また、こうした判断により、被害の届出を受理しなかったものについては、取扱者が属する課の課長（当直時間帯は当直責任者）が取扱責任者として指揮をした上、別記様式「被害届不受理報告書」により届出の内容、状況等を記録化し、事件主管課を経由して所属長に報告すること。

なお、「即時受理」とは、例えば警ら中や現場臨場時に被害の届出があった場合に、その場で必ず受理することまでを求めるものではないので、その点留意すること。

(2) 受理に当たる警察官

被害の届出は、迅速・確実に受理できる者が対応すること。

なお、交番等に届出があった場合には、交番等勤務員及び当該被害に係る事件捜査を担当する専務員は、互いに連絡を密にし、その対応に当たること。

また、被害の申告を受けた警察官が別の急訴事案に対処する必要がある

などのため直ちに届出を受理できないときは、他の警察官を当該届出の受理に当たらせるなど適切な措置を講ずること。

(3) 管轄区域外の被害の届出

届出に係る事件が、管轄区域外のものであっても、被害の届出は即時受理すること。

受理に当たっては、届出をしようとする者の負担に配慮し、事件の捜査は犯罪地を管轄する警察署等当該事件を捜査することが適当な警察に引き継がれ、当該引継ぎを受けた警察から事情聴取や見分の立会等を要請する場合があることについて説明し届け先に係る意向を確認すること。届出をしようとする者が、犯罪地を管轄する警察署等に届け出る意向を示したときは、当該警察署等に対し確実な連絡を行うこと。

(4) 警察署間の情報の共有

被害者が複数の都道府県警察又は警察署の管轄に属する場所において被害に遭う可能性がある場合には、被害届を受理した警察署及び他の関係する警察署は、関連情報の共有を図るなど緊密に連携すること。

2 連絡先等に関する書面交付の実施

(1) 実施方法

被害の届出を受理した際は、届出人に対し、届出人の警察への問合せ、連絡等の円滑を図るため、連絡先等を記載した書面を交付することができることを説明し、交付を希望した場合には、別添「連絡票」に届出の日時、連絡先等を記載した書面を交付すること。

なお、特定の連絡先がない場合は、原則として、事件主管課の庶務担当係を連絡先として書面に記載すること。

(2) 被害届への明記

連絡票を交付した場合、届出人から受理した被害届の右下に、「連絡票交付済み」等と鉛筆で記載すること。

(3) 書面交付対象事件

被害の届出を受理した事件のうち、「被害者連絡実施要領の制定について」（令和5年10月26日付け警察本部長通達）に定める対象事件を除いたものを対象とする。

(4) 留意事項

当該連絡票は、あくまでも届出人の便宜のために交付するものであり、警察証明の類の書面ではないので、誤解を受けることのないよう配慮するとともに、警察証明について問い合わせがあった場合には、その申請手続等を適切に教示すること。

また、連絡票を交付する際は、必要に応じ、届出人に対し、再被害を防止するための防犯ポイントの指導や情報提供の協力依頼等を行うこと。

3 その他

(1) 届出人の負担軽減

被害の届出の受理に当たり、届出人が自ら被害の内容を記載した書面を持参した場合は、被害事実が特定されていればこれを受理することで足りるが、

警察官が被害届を代書する場合には、被害届の性質に鑑み、特に簡潔明瞭に記載して、届出人の負担軽減に配慮すること。

(2) 被害届の訂正

被害者の記憶違い等により後刻被害者から被害届の訂正等について申告を受けた場合は、当初の申立てと異なる理由等について、別途追加被害届や捜査状況報告書、供述調書等を作成して経緯を明らかにしておくこと。

また、地域課員が被害届を受理し、事件主管課へ引継ぐ前に被害者から訂正等の申出を受けた場合は、地域課長に報告して指揮を受け、対応すること。

(3) 被害届不受理報告書の保管

被害届不受理報告書の保存期間については、作成日の属する年の翌年の初日から起算して3年とし、事件主管課において保管すること。

〔 本件担当 捜査指導室指導第一係
警 電  〕

別記様式

署長	次長等	官	課長	係長	主任	係員

取扱責任者

令和 年 月 日

警察署長 様

警察署
課・係
氏 名



被害届不受理報告書

届 出 年 月 日 時	令和 年 月 日 午 時 分 ころ
届 出 場 所	
届 出 人	住居 職業 氏名 年 月 日生(歳) 電話番号
届 出 の 要 旨	
不受理とした理由	
不受理に対する 届 出 人 の 反 応	
備 考	

連 絡 票			
届出の日時:		年	月
(午 前 ・ 後		時	分)
本件について、警察に問い合わせをする場合は、			
警察署	課	係	
(電 話 番 号	—	—	内 線)
に御連絡ください。			
※1 お問い合わせの際には、届出の日時、被害にあわれた方のお名前、被害の日時等をお伝えください。			
※2 この書面は、被害届の受理証明ではありません。			

連 絡 票			
届出の日時:		年	月
(午 前 ・ 後		時	分
本件について、警察に問い合わせをする場合は、			
警察署	課	係	
(電 話 番 号	—	—	内 線
)			
に御連絡ください。			
※1 お問い合わせの際には、届出の日時、被害にあわれた方のお名前、被害の日時等をお伝えください。			
※2 この書面は、被害届の受理証明ではありません。			

連 絡 票			
届出の日時:		年	月
		(午 前 ・ 後	時 分)
本件について、警察に問い合わせをする場合は、			
警察署	課	係	
(電 話 番 号	—	—	内 線)
に御連絡ください。			
※1 お問い合わせの際には、届出の日時、被害にあわれた方のお名前、被害の日時等をお伝えください。			
※2 この書面は、被害届の受理証明ではありません。			

連 絡 票			
届出の日時:		年	月
(午 前 ・ 後		時	分
本件について、警察に問い合わせをする場合は、			
警察署	課	係	
(電 話 番 号	—	—	内 線
)			
に御連絡ください。			
※1 お問い合わせの際には、届出の日時、被害にあわれた方のお名前、被害の日時等をお伝えください。			
※2 この書面は、被害届の受理証明ではありません。			